

公益財団法人 福山市体育協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福山市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県福山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福山市における各種体育団体と連携し、福山市における体育・スポーツの普及と振興、並びにスポーツ文化の発展の中心的な存在として活動し、同時に福山市民のスポーツに対する意欲の向上と健康の増進に寄与し、活力ある地域社会を築くことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技スポーツ、生涯スポーツ及び学校体育等、市民の体育・スポーツに関する諸活動を支援し、育成し、促進する事業
 - (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、広島県内で行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類及び管理)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理・運用しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(基本財産の処分の制限)

第6条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、特別の利害関係を有する理事を除く理事の4分の3以上の決議及び評議員会の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けた上で、行政庁に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、三箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第

48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員4名の合計7名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、2名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 14 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後三箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前 2 項において、会長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(決議)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員の互選により選任する。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法律で定められた事項

- 4 理事又は監事（以下「役員等」という。）を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。役員等の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（評議員会の決議の省略）

第20条 理事が評議員会の目的である事項について、提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案の可決する旨の評議員会の決議があったものものとみなす。

（議事録）

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 前項の議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から1名、並びに出席した理事の中から1名を選出し、記名押印しなければならない。

第6章 役員

（役員を設置）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- （1）理事 25名以上30名以内
- （2）監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、5名を業務執行理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上に規定する代表理事とする。

（役員を選任）

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐する。
- 3 業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員等の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員等は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員等としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員等が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除または限定)

第 29 条 役員等は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員等の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法律に定める「最低責任限度額」を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理事会及び事務局

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
- 3 前 2 項において、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について、提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案の可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録の記名押印は、当該理事会に出席した会長（第 32 条第 2 項においては出席した理事全員）及び監事がするものとする。

(事務局)

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第 36 条 この法人に会員及び賛助会員を置く。

(会員となる資格)

第 37 条 この法人の会員となる資格は、この法人の目的に賛同する次に掲げる体育関係団体とする。

- (1) 福山市におけるアマチュアスポーツを各種目別に統括する団体（競技団体）
- (2) 福山市又は福山市の各地域を代表する団体（学区体育会）

(3) 福山市の学校体育を統括する団体

(入会)

第38条 会員になろうとする団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた会員は、負担金を納付しなければならない。但し、前条第3号の団体については、理事会の決議により負担金の納入を免除することができる。

(会費)

第39条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(事業計画及び報告等の提出)

第40条 会員は、毎年3月末までに、翌年度の事業計画及び役員名簿を提出し、また事業終了後すみやかに、当該年度の事業報告をしなければならない。

(退会)

第41条 会員は、退会するとき、退会届を会長に届け出なければならない。

2 会員が解散したときは、退会したものとみなす。

3 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、退会処分とすることができる。

(1) 会費を2年以上納入しないとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反したとき

(拠出金品の不返還)

第42条 退会し、又は退会処分とされた会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(賛助会員)

第43条 この法人に賛助会費を負担する賛助会員を置くことができる。

2 前2条の規定は、賛助会員について準用する。

第9章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第44条 この法人に、任意機関として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること

3 顧問及び参与の任期は、第26条第1項の規定を準用する。

4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び参与は無報酬とする。

第 10 章 専門委員会及びスポーツ少年団

(専門委員会及びスポーツ少年団)

第 45 条 この法人に理事会の決議により専門委員会及びスポーツ少年団本部を置くことができる。

2 専門委員会及びスポーツ少年団本部に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 47 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末

日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長（代表理事）は、天野 肇とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

氏 名	氏 名	氏 名
赤 松 治 美	伊 藤 泰 昭	江 草 悟
後 藤 道 幸	谷 本 徳 夫	森 田 泰 元
吉 岡 一 成		